諮問番号：令和元年度諮問第４４号

答申番号：令和２年度答申第 ３ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分１」という。）及び同年５月２５日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分２」といい、本件処分１と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

本件処分により生存そのものを脅かされ、生活、生命の維持を困難にされている。また、就業、生業の継続を不可能にされている。よって、憲法第２５条、憲法第１３条、法第１条、法第３条及び法第４条に違反している。

本件処分における収入認定に関しては、就業のために必要な経費を自身で支弁することができず、また、訴訟の経費も支弁することもできないため、やむを得ず友人から都合してもらったものであり、そもそも就業、自立に必要な経費として認められるべきものである。義務付けられたとおりに就労し、今後も継続的に就労し収入を向上させ、また、未払いになっている給料を取り戻そうとしているところ、減額の処分がなされたことにより、生命の維持すら困難にさせている。よって、憲法第２７条、法第４条、法第１７条及び法第５６条に違反している。

未申告であったものはすべて申告し、訴訟をかかえ、就労していることを申告しているにも関わらず、審査請求人の事情は鑑みず、弁明の機会も与えられずに減額の処分がなされた。よって、法第９条、法第６２条第４項及び法第７８条に違反している。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）借入金の収入認定について

審査請求人は、就業や訴訟に必要な経費を自身で支弁できないため、やむを得ず友人から資金を借り受けたものであり、就業・自立のために必要な経費として認められるべきものであると主張している。

確かに、保護の実施機関が、被保護世帯の自立更生のためにあてられるものと認め、その趣旨に即して使用されている場合は、借入金を収入として認定しないことはあり得るが、本件においては、審査請求人から就業に関する申告はされておらず、借入金の使用状況などからみて、収入認定除外できるものには該当せず、借入金は「その他の臨時的収入」として取り扱うこととした処分庁の判断には、一定の合理性が認められる。

（２）本件処分１について

本件処分１は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（８）のとおり、収入充当額の認定を変更すべき事由（収入申告）が、事後（保護費の支給後）に明らかになったことから、平成３０年１月分及び３月分の扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額について、それぞれ９回に分割して収入充当額として計上することとした上で、同年５月分保護費に減額調整分として２１，２７１円を収入充当額に認定した額を扶助費支給額として決定したものであり、算定に誤りは認められない。

（３）本件処分２について

本件処分２は、審査請求人から平成３０年５月分の就労収入見込額の申告があったことから、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（４）のとおり、就労収入見込額から基礎控除額を除いた１６，２００円を新たに同年６月分保護費に収入認定することとし、減額調整分として２１，２３２円を収入充当額に認定した額を扶助費支給額として決定したものであり、算定に誤りは認められない。

（４）まとめ

以上のとおり、本件処分は、審査請求人が法に規定する保護の変更が行われるべき場合に該当し適法に行われたものであることから、審査請求人の主張は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁職員の知識不足、説明不足等処分庁の対応に縷々不満を述べているが、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（５）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年２月２０日　　　諮問書の受領

令和２年２月２１日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月６日

口頭意見陳述申立期限：３月６日

令和２年３月２３日　　　第１回審議

令和２年５月１４日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）法第２９条の２は、「この章の規定による処分については、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。」と定めている。

また、法第６２条第１項及び第２項は、指示等に従う義務について定め、第３項は、「保護の実施機関は、被保護者が前２項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定め、第４項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。（後略）」と定めている。

（４）次官通知の第８の３（２）エ（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

（５）次官通知の第８の３（３）は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」と記し、収入として認定しないものとして次のとおり掲げている。

ア・イ　（略）

ウ　他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ～チ　（略）

（６）次官通知の第８の３（４）は、勤労（被用）収入、農業収入又は農業以外の事業（自営）収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること記している。別表では、収入金額別区分３１，０００～３４，９９９円の１人目の基礎控除額を、１６，８００円と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（７）局長通知の第８の１（５）は、「（１）から（４）までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く６か月以内の期間にわたって分割認定するものとすること。」と記している。

（８）局長通知の第８の２は、「収入として認定しないものの取扱い」を記し、（３）において、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。」として次のものを掲げている。

ア　事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ～オ　（略）

（９）局長通知の第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年１１月３０日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年３月２７日のケース診断会議記録票には、「借金をしないよう指導していたが、平成３０年３月２７日に○○○○○○氏から１０万円を振り込んで貰ったと収入申告あり。（中略）３月分その他収入として、３月２日１２円の現金プレゼント、３月２６日８０円のキャッシュバックがあったことも申告。（中略）○○○○年金月額４８，７０８円と、氏からの入金額１００，０００円から次第８－３－（２）－エ－（イ）により８，０００円を控除した額を合算すると１４０，８０５円となり、最低生活費である１２２，７４０円を超えるが、保護の停廃止について検討する。」と記載されており、この点に関する会議の要点及び結論として、「借金額を既に消費しているとの申立てがあり、生活保護を停止すれば４月の生活に困窮すると推測されることから、保護停止はしない。３月保護費に収入認定を行い、平成３０年５月から平成３１年１月まで減額調整を行う。再度、借入を行った場合は、今後借金をしないよう生活保護法第２７条に基づき文書指導を行う。」と記載されている。

（３）平成３０年４月２３日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、○○○○年金月額４８，７０８円、同年１月分収入の減額調整分１１，０３５円並びに前記（２）の○○○○○○氏からの振込金１００，０００円（以下「借入金」という。）、現金プレゼント１２円及びキャッシュバック８０円の減額調整分１０，２３６円の合計６９，９７９円を収入充当額とし、同年５月分の保護費の支給額を決定する保護変更決定（本件処分１）を行った。

（４）平成３０年５月１５日のケース記録票には、審査請求人が処分庁を訪問し、自営で仕事を始めたこと、また、システム開発し３３，０００円で売れたことを説明したと記載されている。また、同日に審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、働いて得た収入の５月分の見込み額が３３，０００円と記載されている。

（５）平成３０年５月２５日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、○○○○年金月額４８，７０８円、前記（４）の就労収入見込額から基礎控除額１６，８００円を控除した１６，２００円、同年１月分収入の減額調整分１１，０００円及び前記（２）による同年３月分収入の減額調整分１０，２３２円の計８６，１４０円を収入充当額とし、同年６月分の保護費の支給額を決定する保護変更決定（本件処分２）を行った。

（６）平成３０年６月２日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）借入金の収入認定について

審査請求人は、借入金は就業及び訴訟の経費を自身で支弁できないため、やむを得ず友人から借り受けたものであり、就労及び自立のために必要な経費として認められるべきであると主張する。

前記１（５）及び（８）に照らすと、借入金について、保護の実施機関が、被保護世帯の自立更生のためにあてられるものと認め、その趣旨に即して使用されている場合は、これを収入として認定しないこともある。しかしながら、本件の場合、審査請求人が借入れに際して処分庁に相談等を行った形跡は事件記録からは確認できず、借入金の使用状況などからみて収入として認定しないものには該当しないことから、借入金を前記１（４）の「その他の臨時的収入」として取り扱うこととした処分庁の判断が不合理であるとは考えられない。

（２）審査請求人の最低生活の維持について

審査請求人は、本件処分により生存そのものを脅かされ、生活、生命の維持を困難にさせていると主張する。

しかしながら、処分庁は、本件処分１に際して、審査請求人が借入金を既に費消したとの申立てを受けて、生活に困窮すると推測されることから保護停止はせず、借入金１００，０００円、現金プレゼント１２円及びキャッシュバック８０円の合計１００，０９２円から前記１（４）のとおり８，０００円を控除した９２，０９２円を３月保護費に収入認定を行い、前記１（７）の取扱いを参照の上、平成３０年５月から平成３１年１月までの９か月に分けて毎月１０，２３２円（５月のみ１０，２３６円）を減額調整している。

また、処分庁は、本件処分２に係る５月分の収入見込額３３，０００円について、前記１（６）のとおり当該収入から基礎控除額１６，８００円を控除した１６，２００円を平成３０年６月に収入見込額として認定している。

これらの取扱いは、前記１の法令等の規定に従って行われたものであり、かつ、処分庁は、審査請求人がその最低生活を維持できるように配慮しているものと認められる。したがって、審査請求人の主張は認められない。

（３）弁明の機会について

審査請求人は、弁明の機会も与えられずに本件処分が行われたと主張する。

しかしながら、前記１（３）のとおり、本件処分には、行政手続法第１３条の聴聞及び弁明の機会の付与の規定は適用されない。また、本件処分は、指示義務違反に伴い保護を変更するものではなく、法第６４条第４項の保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には該当しないことから、同項の弁明の機会の付与の規定も適用されない。したがって、本件処分に当たり、処分庁が、審査請求人に弁明の機会を付与しなかったことは、違法又は不当ではない。

（４）その他

前記（１）から（３）のほか、本件処分１及び本件処分２とも、審査請求人からの収入申告に基づき、前記１の法令等の規定に従い決定されたものであり、算定に誤りはなく、違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子